

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 8月 1日～ 2025年 7月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
従業員から相談があった場合は、個別面談を実施する。

<対策>

- 2022年 8月～ 従業員から意見の聴取、検討開始
- 2022年 9月～ 制度導入、資料作成し、産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、社会保険料免除などの諸制度の周知や情報提供を行う。

目標2：育児休業等を取得しやすく、復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 2022年 9月～ 所定外労働削減のための措置の検討
- 2022年 9月～ 三歳以上の子を育成する労働者に対する所定外労働の制限の検討

目標3：地域の子供の育成のための活動を行う従業員を支援する。

<対策>

- 2022年 9月～ 地域活動をしようとする従業員の状況を聞き取り支援内容を検討する